

水道局企業管理規程番号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 1 号	さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程	令和5年3月27日
水道局企業管理規程第 2 号	さいたま市水道局公印規程の一部を改正する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 3 号	さいたま市水道局文書管理規程の一部を改正する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 4 号	さいたま市水道局開発給水等審査会規程の一部を改正する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 5 号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 6 号	さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 7 号	さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 8 号	さいたま市水道局企業職員就業規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 9 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 1 0 号	さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程	令和5年3月31日
水道局企業管理規程第 1 1 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程附則第27項から第30項までの規定による給料に関する規程	令和5年3月31日

さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（企業出納員及び現金取扱員の設置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 企業出納員は、水道総務課長、水道財務課長、管財課長、営業課長、給水装置課長、給水工事課長、水道営業所長、<u>水道計画課長</u>、北部水道建設課長及び工務課長とする。</p> <p>3 現金取扱員は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が<u>命じる</u>ものとする。ただし、営業課、給水装置課、給水工事課、水道営業所及び北部水道建設課に勤務する職員（企業出納員である者を除く。）並びに水道営業所の所管する区域における区役所、支所及び市民の窓口（次項において「市長の事務部局」という。）に勤務する職員で水道料金、下水道使用料等を取り扱う職員は、水道局の現金取扱員とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（企業出納員の委任事務）</p> <p>第3条 法第13条第2項の規定に基づき、管理者は水道事業の業務に係る公金の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものについては、当該企業出納員に委任する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管財課長である企業出納員に対する委任事務 ア・イ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 給水工事課長である企業出納員に対する委任事務 ア 分担金、工事費（原因工事に係るものを除</p>	<p style="text-align: center;">（企業出納員及び現金取扱員の設置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 企業出納員は、水道総務課長、水道財務課長、管財課長、営業課長、給水装置課長、給水工事課長、水道営業所長、北部水道建設課長及び工務課長とする。</p> <p>3 現金取扱員は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が<u>命ずる</u>ものとする。ただし、<u>管財課</u>、営業課、給水装置課、給水工事課、水道営業所及び北部水道建設課に勤務する職員（企業出納員である者を除く。）並びに水道営業所の所管する区域における区役所、支所及び市民の窓口（次項において、「市長の事務部局」という。）に勤務する職員で水道料金、下水道使用料等を取り扱う職員は、水道局の現金取扱員とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（企業出納員の委任事務）</p> <p>第3条 法第13条第2項の規定に基づき、管理者は水道事業の業務に係る公金の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものについては、当該企業出納員に委任する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 管財課長である企業出納員に対する委任事務 ア・イ [略] <u>ウ つり銭準備金の保管に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 給水工事課長である企業出納員に対する委任事務 ア 分担金、工事費（原因工事に係るものを除</p>

く。)及び給水装置設置に係る手数料の収納及び還付に関すること。

イ アの収納に係る証明書発行費用の収納に関すること。

ウ・エ [略]

(7) [略]

(8) 水道計画課長である企業出納員に対する委任事務

ア 開発給水に係る費用の収納及び還付に関すること。

イ アの収納に係る証明書発行費用の収納に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

2 [略]

(領収書等の交付)

第27条 [略]

2 前項の規定は、指定金融機関及び法第33条の2の規定に基づき水道料金、下水道使用料及び水道事業に係る費用の徴収又は収納事務を受託している者（以下「収納事務受託者」という。）が現金の納入を受けた場合に準用する。

3・4 [略]

(収納金の取扱い)

第28条 [略]

2 収納取扱金融機関は、現金を収納した場合には、管理者名義の預金又は振替口座に受け入れ、速やかに出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替え、公金振替書を出納取扱金融機関に提出し、及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。ただし、収納取扱金融機関が郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）である場合については、別に定めるところによる。

3 [略]

4 収納事務受託者は、現金を収納した場合には、管理者に納入し、又は指定金融機関に預け入れなければならない。

5・6 [略]

7 第1項及び第5項に規定する翌日並びに同項た

く。)及び給水装置設置に係る手数料及び開発給水に係る費用の収納及び還付に関すること。

イ アの収納に係る入金証明書発行費用の収納に関すること。

ウ・エ [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

2 [略]

(領収書等の交付)

第27条 [略]

2 前項の規定は、指定金融機関及び法第33条の2の規定に基づき水道料金、下水道使用料及び水道事業に係る費用の収納事務を受託している者（以下「収納事務受託者」という。）が現金の納入を受けた場合に準用する。

3・4 [略]

(収納金の取扱い)

第28条 [略]

2 収納取扱金融機関は、現金を収納した場合には、管理者名義の預金又は振替口座に受け入れ、3日以内（その期間にさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下「市の休日」という。）が含まれるときは、その日を除く。）に出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替え、公金振替書を出納取扱金融機関に提出し、及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。ただし、収納取扱金融機関が郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）である場合については、別に定めるところによる。

3 [略]

4 収納事務受託者は、現金を収納した場合には、その内訳を示す書類を添えてその日のうちに管理者に納入し、又は指定金融機関に預け入れ、収納金振込書を管理者に提出しなければならない。

5・6 [略]

7 第1項及び第5項に規定する翌日並びに同項た

だし書に規定する翌々日が、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下この条及び第31条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日以外の日とする。

（実地たな卸等）

第63条 企業出納員は、毎事業年度末に貯蔵品の実地たな卸を行い、その結果につき、たな卸明細表を作成し、水道財務課長を経て、管理者に報告しなければならない。

2 [略]

（固定資産の範囲）

第71条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) [略]

(2) 無形固定資産

ア～エ [略]

オ 無形固定資産仮勘定

カ [略]

(3) [略]

（水道財務課長への合議）

第107条 課長は、次に掲げる場合は、水道財務課長に合議を受けなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 予算で定める継続費を執行しようとするとき。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

だし書に規定する翌々日が、市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日以外の日とする。

（実地たな卸等）

第63条 企業出納員は、毎事業年度末に貯蔵品の実地たな卸を行い、その結果につき、たな卸明細表を作成して、管理者に報告しなければならない。

2 [略]

（固定資産の範囲）

第71条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) [略]

(2) 無形固定資産

ア～エ [略]

オ [略]

(3) [略]

（水道財務課長への合議）

第107条 課長は、次に掲げる場合は、水道財務課長に合議を受けなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第71条の規定は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市水道局公印規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局公印規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第5条、第7条関係）							別表（第5条、第7条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア～ウ [略]							ア～ウ [略]						
エ 企業出納員印							エ 企業出納員印						
名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	保管 者	名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	保管 者
さいたま市水道局企業出納員印	[略]			<u>1</u> <u>1</u>	[ 略]	水道 総務 課長、 水道 財務 課長、 管財 課長、 営業 課長、 給水 装置 課長、 給水 工事 課長、 水道 営業 所長、 <u>水道 計画</u>	さいたま市水道局企業出納員印	[略]			<u>1</u> <u>0</u>	[ 略]	水道 総務 課長、 水道 財務 課長、 管財 課長、 営業 課長、 給水 装置 課長、 給水 工事 課長、 水道 営業 所長、 北部 水道

					課長、 北部 水道 建設 課長 及び 工務 課長
--	--	--	--	--	-----------------------------------------------

					建設 課長 及び 工務 課長
--	--	--	--	--	----------------------------

オ 企業出納員領収印

名称	ひな形	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	個 数	使用 区分	保管 者
さいたま市水道局企業出納員領収印		楷書	径2 4	1	さい たま 市水 道局 会計 規程 (平成1 3年 さい たま 市水 道部 企業 管理 規程 第3 1号) 第2 条第 5項に 定める 収納事 務	水道 財務 課長

カ 現金取扱員領収印

名称	ひな形	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	個 数	使用 区分	保管 者
さいたま市水	[略]			<u>1</u> <u>5</u>	さい たま	営業 課長、

キ 現金取扱員領収印

名称	ひな形	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	個 数	使用 区分	保管 者
さいたま市水	[略]			<u>1</u> <u>8</u>	さい たま	管財 課長、

道局現金取扱員領収印	[略]	市水道局会計規程第2条第5項に定める収納事務	給水装置課長、給水工事課長、水道営業所長及び北部水道建設課長	[略]
道局現金取扱員領収印	[略]	市水道局会計規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号)第2条第5項に定める収納事務	営業課長、給水装置課長、給水工事課長、水道営業所長及び北部水道建設課長	[略]

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## さいたま市水道局企業管理規程第3号

### さいたま市水道局文書管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局文書管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第41条 保存期間を超えて文書を保存する必要があると主務課長が認めるときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間保存期間を延長することができる。この場合において、第38条第1項の規定により水道総務課長に引き継いだ保存文書の保存期間を延長しようとするときは、水道総務課長と協議しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 開示請求があった文書 <u>さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に規定する開示請求又は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する開示請求等に対する決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第41条 保存期間を超えて文書を保存する必要があると主務課長が認めるときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間保存期間を延長することができる。この場合において、第38条第1項の規定により水道総務課長に引き継いだ保存文書の保存期間を延長しようとするときは、水道総務課長と協議しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 開示請求があった文書 <u>さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）に規定する開示請求又はさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）に規定する開示請求等に対する決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市水道局開発給水等審査会規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局開発給水等審査会規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水（以下「開発給水」という。）の申請等について、その給水計画を審査するため、さいたま市水道局開発給水等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水（以下「開発給水」という。）の申請、<u>雑用水利用の協議等</u>について、その給水計画を審査するため、さいたま市水道局開発給水等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>
<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発給水に係る配水管等の施設及び給水装置に関すること。</li> <li>(2) 前号に掲げるもののほか、審査会が審査を必要とする配水管等の施設及び給水装置に関すること。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発給水に係る配水管等の施設及び給水装置並びに<u>雑用水利用施設</u>に関すること。</li> <li>(2) 前号に掲げるもののほか、審査会が審査を必要とする配水管等の施設及び給水装置<u>工事の申請に係る給水装置</u>に関すること。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>水道計画課長</u></li> <li>(2) <u>北部水道建設課長</u></li> <li>(3) <u>南部水道建設課長</u></li> <li>(4) <u>維持管理課長</u></li> <li>(5) <u>給水工事課長</u></li> </ol>	<p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p><u>給水工事課長 水道計画課長 北部水道建設課長 南部水道建設課長 維持管理課長 配水課長</u></p>
<p style="text-align: center;">(会長)</p> <p>第4条 会長は、<u>水道計画課長</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(会長)</p> <p>第4条 会長は、<u>給水工事課長</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>水道計画課</u>において処理</p>	<p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>給水工事課</u>において処理</p>

する。

する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第1号（第3条関係） 給水装置用途区分（変更）届出書</p> <p>[略]</p> <p>（宛先）さいたま市水道事業管理者</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">変更年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>（備考）</p> <p><u>1 共同住宅用は、共同住宅（給水装置又は給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備を使用し、生活に供する水道水の供給設備（浴室、台所、トイレその他必要な設備を含む。）を有する独立した住居を1世帯とみなした場合で2世帯以上のものをいう。）に使用するものである。</u></p> <p><u>2 公衆浴場用は、一般公衆浴場（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。）に使用するものである。</u></p> <p><u>3 プール用は、水泳場（市立の小学校及び中学校の教育用に設置したものをいう。）に使用するものである。</u></p>	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">変更年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	変更年月日	[略]	<p>様式第1号（第3条関係） 給水装置用途区分（変更）届出書</p> <p>[略]</p> <p>（あて先）さいたま市水道事業管理者</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">届出（変更） 年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">届出（変更） 年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	届出（変更） 年月日	[略]
[略]									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">変更年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	変更年月日	[略]							
変更年月日	[略]								
[略]									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">届出（変更） 年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	届出（変更） 年月日	[略]							
届出（変更） 年月日	[略]								

様式第11号を次のように改正する。

給水装置所有者変更届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

届出者  
 郵便番号  
 住所又は所在地  
 氏名又は名称  
 電話番号

次のとおり給水装置の所有者に変更があったので届け出ます。

給水装置所在地		
水道番号		
使用者名		
新所有者	住所	〒 ー
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
新所有者が所有権を取得したことを証する添付書類の有無		<input type="checkbox"/> 有
		<input type="checkbox"/> 無
		添付書類記入欄
		新所有者が所有権を取得したことを証する書類を添付しない場合は、前所有者欄（※1）を記入してください。

※1 前所有者欄

前所有者	住所	〒 ー
	フリガナ	
	氏名	※2
	電話番号	

※2 前所有者が氏名を自署しない場合、法人名義を記載する場合は、押印してください。  
 （注意事項）前所有者の住所及び氏名が本市の登録と一致しない場合は、新所有者が所有権を取得したことを証する書類が必要となります。

（本書に関する注意事項）  
 1 本書は、本市給水条例に規定する各種届出の義務や給水装置の管理上の責任を負う者を届け出るものであり、本書の届出によって、本市が給水装置の所有権を保障するものではありません。  
 2 本書に係る権利関係について、利害関係人その他の者から異議の申立てがあっても、市はその責任を一切負いません。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																	
<p>様式第17号（第22条関係） 水道料金減額申込書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市給水条例第40条第2項に規定する水道料金の減額を受けたいので、さいたま市給水条例施行規程第22条第3項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、水道料金の減額事由の消滅又は変更があったときは、直ちにその旨を届け出ます。</p> <p>また、減額事由が生活扶助受給又は支援給付受給による場合は、水道事業管理者が減額事由の確認に必要な範囲において、当該受給状況等を<u>生活福祉課</u>又は各区役所福祉課に照会し、回答を得ることに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">申 込 者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	申 込 者	[略]		氏 名		生年月日			[略]		<p>様式第17号（第22条関係） 水道料金減額申込書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市給水条例第40条第2項に規定する水道料金の減額を受けたいので、さいたま市給水条例施行規程第22条第3項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、水道料金の減額事由の消滅又は変更があったときは、直ちにその旨を届け出ます。</p> <p>また、減額事由が生活扶助受給又は支援給付受給による場合は、水道事業管理者が減額事由の確認に必要な範囲において、当該受給状況等を各区役所福祉課に照会し、回答を得ることに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">申 込 者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	申 込 者	[略]		氏 名		[略]	
申 込 者		[略]																
		氏 名																
	生年月日																	
	[略]																	
申 込 者	[略]																	
	氏 名																	
	[略]																	

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のさいたま市給水条例施行規程の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>業務部 [略]</p> <p>給水工事課 (1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第4号の規定（他の所管に属するものを除く。）に関する事</u>。</p> <p>(9)～(11) [略] [略]</p> <p>給水部 水道計画課 (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 開発給水の審査に関する事</u>。</p> <p><u>(6) [略]</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局に理事、副理事、<u>参事又は総合調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>4 部に副理事、次長、<u>参事又は調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>5 課及び所に副参事、課長補佐、所長補佐、主幹、<u>専門幹、参与又は主査</u>を置くことができる。</p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>業務部 [略]</p> <p>給水工事課 (1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 開発給水の審査に関する事</u>。</p> <p>(9)～(11) [略] [略]</p> <p>給水部 水道計画課 (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局に理事、副理事<u>又は参事</u>を置くことができる。</p> <p>4 部に副理事、次長<u>又は参事</u>を置くことができる。</p> <p>5 課及び所に副参事、課長補佐、所長補佐、主幹、<u>参与又は主査</u>を置くことができる。</p> <p>6 [略]</p>

<p>(職務)</p> <p>第7条 <u>局長、理事、部長、副理事、次長、参事、課長、所長、副参事、総合調整幹、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 <u>局長は、管理者の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>2</u> <u>部長、課長、所長及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> <u>理事、副理事、次長、参事及び副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第7号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
1 [略]				1 [略]			
2 人事・服務				2 人事・服務			
専決事項	課長	部長	局長	専決事項	課長	部長	局長
1 週休日の振替及び代休日を指定すること。 (1) <u>局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹</u> (2) 部に属する部長相当職（次長及び参事を含む。以下同じ。） <u>、課長及び調整幹</u> (3) [略]			○	1 週休日の振替及び代休日を指定すること。 (1) <u>部長</u> (2) 部に属する部長相当職（次長及び参事を含む。以下同じ。） <u>及び課長</u> (3) [略]			○
2 病気休暇及び特別休暇（就業規程第18条第2項第3号及び <u>さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号</u> を除く。）を承認すること。 (1) <u>局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹</u> (2) 部に属する部長相当職、 <u>課長及び調整幹</u> (3) [略]			○	2 病気休暇及び特別休暇（就業規程第18条第2項第3号を除く。）を承認すること。  (1) <u>部長</u> (2) 部に属する部長相当職 <u>及び課長</u> (3) [略]			○
3 <u>職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の</u>				3 職務専念義務を免除（職免規則第2条第10号から第12号までに限る。）すること。			



職務専念義務を免除（職免規則2条第10号から第12号までに限る。）すること。 (1) <u>局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹</u> (2) <u>部に属する部長相当職、課長及び調整幹</u> (3) [略]				○
4 育児休業、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限等及び時間外勤務の制限等の承認をすること。 (1) <u>局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹</u> (2) <u>部に属する部長相当職、課長及び調整幹</u> (3) [略]				○
5 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。 (1) <u>局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹</u> (2) <u>部に属する部長相当職、課長及び調整幹</u> (3) [略]				○
6 時間外勤務代休時間の指定をすること。 (1) <u>総合調整幹</u> (2) <u>調整幹</u> (3) <u>前2号に掲げる職員以外の職員</u>				○
7 出張（水道総務課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をすること。 (1) <u>局に属する局長相当職、部長及び総合調整幹</u> (2) <u>部に属する部長相当職、課長及び調整幹</u> (3) [略]				○
8 [略]				

3 予算の執行

専決事項	課長	部長	局長
1 [略]			
2 支出負担行為の決定 (1)～(7) [略] (8) 職員給与費、動力費、受水費、減価償却費、旅費、光熱水費、通信運搬費、固定資産除却費（請負除却費を除く。）、たな卸資産減耗費、保険	○		

(1) <u>部長</u> (2) <u>部に属する部長相当職及び課長</u> (3) [略]				○
4 育児休業、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限等及び時間外勤務の制限等の承認をすること。 (1) <u>部長</u> (2) <u>部に属する部長相当職及び課長</u> (3) [略]				○
5 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。 (1) <u>部長</u> (2) <u>部に属する部長相当職及び課長</u> (3) [略]				○
6 時間外勤務代休時間の指定をすること。	○			
7 出張（水道総務課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をすること。 (1) <u>部長</u> (2) <u>部に属する部長相当職及び課長</u> (3) [略]				○
8 [略]				

3 予算の執行

専決事項	課長	部長	局長
1 [略]			
2 支出負担行為の決定 (1)～(7) [略] (8) 職員給与費、動力費、受水費、 <u>委託料</u> 、減価償却費、旅費、光熱水費、通信運搬費、固定資産除却費（請負除却費を除く。）、たな卸資産減耗	○		

料（新規に係るものを除く。）  
）、諸税、児童手当給付費、  
貸倒引当金繰入額、企業債元  
利償還金及び消費税

3・4 [略]

4～6 [略]

別表第2（第3条関係）

個別専決事項

業務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長
[略]				
給水工 事課	1～4 [略] 5 <u>都市計画法（昭和 43年法律第100 号）第33条第1項 第4号の規定による 水道その他の給水施 設の協議（他の所管 に属するものを除く。 ）に関すること。</u>	○		
	6 [略] 7 [略]			
[略]				

給水部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長
水道計 画課	1 [略] 2 <u>開発給水の承認に 関すること。</u> 3 <u>開発給水承認工事 による資産の取得に 関すること。</u>	○ ○		
[略]				

費、保険料（新規に係るもの  
を除く。））、諸税、児童手当  
給付費、貸倒引当金繰入額、  
企業債元利償還金及び消費税

3・4 [略]

4～6 [略]

別表第2（第3条関係）

個別専決事項

業務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長
[略]				
給水工 事課	1～4 [略] 5 <u>開発給水の承認に 関すること。</u>	○		
	6 <u>開発給水承認工事 による資産の取得に 関すること。</u> 7 [略] 8 [略]	○		
[略]				

給水部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長
水道計 画課	1 [略]			
[略]				

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第8号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(1週間の勤務時間)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p style="text-align: center;">(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(週休日)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 管理者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い前項の週休日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日に</p>	<p style="text-align: center;">(1週間の勤務時間)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p style="text-align: center;">(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(週休日)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 管理者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い前項の週休日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日に加えて</p>

加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。ただし、業務その他の都合により特別の形態によって勤務する必要がある育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員についての週休日は、育児短時間勤務職員等にあつては4週間に8日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従ったものとし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては4週間に8日以上割合とし、別に定める基準に従い定めるものとする。

(勤務時間等の特例)

第9条 第4条から前条までの規定にかかわらず、別表第1に掲げる職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、同表の定めるところによる。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員については、管理者が別に定める。

2 [略]

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、管理者が別に定める日数）（以下この項において「基本日数」という。）

(3) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者（以下この項において「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第2の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。ただし、業務その他の都合により特別の形態によって勤務する必要がある育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員についての週休日は、育児短時間勤務職員等にあつては4週間に8日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従ったものとし、再任用短時間勤務職員にあつては4週間に8日以上割合とし、別に定める基準に従い定めるものとする。

(勤務時間等の特例)

第9条 第4条から前条までの規定にかかわらず、別表第1に掲げる職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、同表の定めるところによる。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員については、管理者が別に定める。

2 [略]

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、管理者が別に定める日数）（以下この項において「基本日数」という。）

(3) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者（以下この項において「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第2の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、管理者が別に定める

(4) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他管理者が別に定める職員 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 前項第1号に掲げる職員が育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員である場合の年次有給休暇の日数は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に第4条第2項又は第3項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

3～8 [略]

第16条の2 前条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継

日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(4) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たな職員となったものその他管理者が別に定める職員 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 前項第1号に掲げる職員が育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員である場合の年次有給休暇の日数は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に第4条第2項又は第3項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

3～8 [略]

第16条の2 前条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務

続するものとみなした場合における日数とする。

と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### (暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下この項及び第4項において「令和4年改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員（以下この項及び次項において「暫定再任用職員」という。）は、この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員就業規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規程第16条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、改正後の規程第4条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第5条、第8条第2項、第9条第1項並びに第16条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第2項の規定を適用する。
- 4 改正後の規程第16条の2の規定は、令和4年改正条例附則第11項又は第12項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数について準用する。

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料表) 第6条 [略]</p>	<p>(給料表) 第6条 [略]</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その額に就業規程第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、給料月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>
<p><u>2 [略]</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準) 第7条 管理者は、<u>前条第2項の規定に基づく分類の基準と適合するように、かつ、予算の範囲内で、</u></p>	<p><u>4 [略]</u></p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準) 第7条 管理者は、<u>前条第4項の規定に基づく分類の基準と適合するように、かつ、予算の範囲内で、</u></p>

職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第29号）第26条に規定する日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。

5 [略]

6 第4項の規定により職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。

8～10 [略]

1.1 第3項から前項まで（第5項を除く。）の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には適用しない。

1.2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第4条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、給料月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 職員の昇給は、さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第29号）第26条に規定する日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

5 [略]

6 第4項の規定により職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

7 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

8～10 [略]



第7条の2 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第2項、第3項、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、就業規程第4条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、給料月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 諸手当

（管理職手当）

第8条 [略]

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職の区分に応じ、別表第3に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に就業規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3～5 [略]

（通勤手当）

第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第20項で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第8項、第9項及び第11項に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この条において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するも

## 第2章 諸手当

（管理職手当）

第8条 [略]

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職の区分に応じ、別表第3に定める額（育児短時間勤務職員等にあつては算出率を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に就業規程第4条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3～5 [略]

（通勤手当）

第12条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第8条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として第20項で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第8項、第9項及び第11項に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出す

のとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス [略]

- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額 (1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

2～20 [略]

21 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月 (その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月) までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

22～26 [略]

(単身赴任手当)

12条の2 [略]

2～4 [略]

5 給与条例第8条の2第2項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

る場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 給与条例第8条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス [略]

- (3) 給与条例第8条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次項に定める区分に応じ、前2号に定める額 (1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

2～20 [略]

21 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月 (その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月) までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

22～26 [略]

(単身赴任手当)

12条の2 [略]

2～4 [略]

5 給与条例第8条の2第2項の単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 法第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下この号及び次号において「再任用」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(8) 第2号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）となり、又は再任用（法第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をいう。以下同じ。）をされ、これらに伴い」と、第2号から第6号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第3号から第6号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受けることとなった者に限る。）となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(9) [略]

6～13 [略]

（時間外勤務手当）

第14条 給与条例第10条第1項の時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第5条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)～(6) [略]

(7) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(8) 第2号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）となり、又は再任用（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をいう。以下同じ。）をされ、これらに伴い」と、第2号から第6号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第3号から第6号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受けることとなった者に限る。）となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(9) [略]

6～13 [略]

（時間外勤務手当）

第14条 給与条例第10条第1項の時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第5条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

2 定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3・4 [略]

5 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び就業規程第10条第1項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の正規の勤務の時間を超えて勤務した時間（第4項各号に定める時間を除く。以下この項において同じ。）を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を、就業規程第10条第1項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 就業規程第13条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、前項に規定する正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の、前項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては第3項に規定す

(1)・(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3・4 [略]

5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び就業規程第10条第1項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務の時間を超えて勤務した時間（第4項各号に定める時間を除く。以下この項において同じ。）を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を、就業規程第10条第1項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 就業規程第13条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第5項に規定する正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の、第5項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては第3項に規定す

る割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下この条から第21条まで「支給日」という。）に支給する。

(1)～(8) [略]

2 前項に定めるもののほか、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外の職員についても期末手当を支給する。

(1) [略]

(2) その退職の後基準日までの間において給与条例の適用を受ける職員又は給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9項第1号において「任期付短時間勤務職員」という。）及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員（第9項第1号において「任期付短時間勤務教職員」という。）を含む。）となった者

(3) その退職に引き続き国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（第9項第3号において「国等」という。）の職員（非常勤の職員にあっては、定年前再任用短時間勤務職員その他管理者の定める職員に限る。）となった者（管理者が定める者を除く。）

3 [略]

4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対す

る割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。

(1)～(8) [略]

2 前項に定めるもののほか、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外の職員についても期末手当を支給する。

(1) [略]

(2) その退職の後基準日までの間において給与条例の適用を受ける職員又は給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員（再任用短時間勤務職員、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）を含む。）となった者

(3) その退職に引き続き国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「国等」という。）の職員（非常勤の職員にあっては、再任用短時間勤務職員その他管理者の定める職員に限る。）となった者（管理者が定める者を除く。）

3 [略]

4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で

る地域手当の月額合計額をいう。)に、100分の120を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条において「特定管理職員」という。)にあっては100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

5 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

6～8 [略]

9 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合(第3号に掲げる職員にあっては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(第2号に掲げる者として在職した期間にあっては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。)は、第4項の在職期間に算入する。

(1) 給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付短時間勤務教職員を含む。)

(2)・(3) [略]

10 [略]

第21条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)・(2) [略]

2～16 [略]

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下この条において「支給日

除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。)に、100分の120を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条及び附則第29項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

5 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

6～8 [略]

9 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合(第3号に掲げる職員にあっては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(第2号に掲げる者として在職した期間にあっては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。)は、第4項の在職期間に算入する。

(1) 給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付短時間勤務教職員を含む。)

(2)・(3) [略]

10 [略]

第21条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)・(2) [略]

2～16 [略]

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第26項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以

」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2～4 [略]

5 勤労手当の額は、勤労手当基礎額(それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。)に、その職員の勤務期間による割合(第7項において「期間率」という。)に勤務成績による割合(第11項において「成績率」という。)を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤労手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1)・(2) [略]

6～8 [略]

9 定年前再任用短時間勤務職員の前項第6号から第9号までに定める30日の計算方法については、管理者が別に定める。

10～12 [略]

#### 附 則

1～25 [略]

(特定日以後の職員の給料月額等の特例)

26 当分の間、給与条例附則第2項の職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(次項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、当該額に算出率を乗じて得た額とする。

下この条において「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2～4 [略]

5 勤労手当の額は、勤労手当基礎額(それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。)において受けるべき給料(育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額)の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。)に、その職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤労手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1)・(2) [略]

6～8 [略]

9 再任用短時間勤務職員の前項第6号から第9号までに定める30日の計算方法については、管理者が別に定める。

10～12 [略]

#### 附 則

1～25 [略]

(特定職員に対する給与の額の特例)

26 平成30年3月31日までの間、職員(企業職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第28項及び第29項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級におけ

る最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第28項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項の表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第4項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項の表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第4項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第6項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項の表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第29項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第5項前段に規定する期間率に成績率を乗じて得た割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第6項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項の表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第29項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第5項前段に規定する期間率に成績率を乗じて得た割合を乗じて得た額）



27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第30項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職

(5) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

27 前項各号（第2号を除く。）に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じた額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

28 附則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）についての第14条及び第15条並びに給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を就業規程第4条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を就業規程第4条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

29 附則第26項の規定が適用される間、第22条第5項第1号に定める額は、同号の規定にかか

員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。  
 )であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

ならず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第26項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定管理職員にあっては、100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

30 減額支給対象職員であって、育児短時間勤務職員等であるものに対する附則第26項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に算出率を乗じて得た額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

31 前項の規定により読み替えられた附則第26項第1号に規定する算出率を乗じて得た額又は前項の規定により読み替えられた附則第26項第3号若しくは第4号に規定する算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

32 月の中途において、減額支給対象職員以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第2条の2第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるそれぞれの期間の附則第26項第1号及び第2号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

33 前項の附則第26項第1号及び第2号に定める額に相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2(第6条関係)  
 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	(1) [略] (2) 主幹の職務 (3) [略] (4) 総合調整幹、調整幹又は専門幹の職務 (5) 参与の職務
[略]	

別表第2(第6条関係)  
 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
4級	(1) [略] (2) 主幹又は参与の職務 (3) [略]
[略]	

別表第4を次のように改める。

別表第4（第28条関係）  
（追加〔令和元年水企規程15号〕）

会計年度任用職員企業職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	145,900	1,030	896
2	147,100	1,039	903
3	148,200	1,047	910
4	149,300	1,054	917
5	150,400	1,062	924
6	151,700	1,071	932
7	152,900	1,080	939
8	154,200	1,089	947
9	155,400	1,098	954
10	157,100	1,110	965
11	158,800	1,122	975
12	160,500	1,134	986
13	162,200	1,146	996
14	164,000	1,158	1,007
15	165,700	1,170	1,018
16	167,400	1,182	1,028
17	169,100	1,194	1,039
18	170,900	1,207	1,050
19	172,600	1,219	1,060
20	174,300	1,231	1,070
21	176,000	1,243	1,081
22	177,800	1,256	1,092
23	179,500	1,268	1,102
24	181,200	1,280	1,113
25	182,900	1,292	1,123
26	184,700	1,305	1,134
27	186,500	1,317	1,145
28	188,300	1,330	1,156
29	190,000	1,342	1,167
30	191,800	1,355	1,178
31	193,600	1,367	1,189
32	195,400	1,380	1,200
33	197,200	1,393	1,211
34	199,000	1,406	1,222
35	200,800	1,418	1,233
36	202,600	1,431	1,244
37	204,400	1,444	1,255
38	206,200	1,457	1,266
39	208,000	1,469	1,278
40	209,800	1,482	1,289
41	211,600	1,495	1,300
42	213,500	1,508	1,311
43	215,300	1,521	1,322
44	217,200	1,534	1,334
45	219,000	1,547	1,345
46	220,900	1,560	1,357

47	222,800	1,574	1,368
48	224,700	1,587	1,380
49	226,500	1,600	1,391
50	228,400	1,613	1,403
51	230,300	1,627	1,415
52	232,200	1,640	1,426
53	234,100	1,654	1,438
54	236,000	1,667	1,450
55	237,900	1,681	1,461
56	239,800	1,694	1,473
57	241,600	1,707	1,484
58	243,500	1,720	1,496
59	245,300	1,733	1,507
60	247,100	1,746	1,518
61	248,600	1,756	1,527
62	250,400	1,769	1,538
63	252,200	1,782	1,549
64	254,000	1,794	1,560
65	255,700	1,806	1,571
66	257,400	1,818	1,581
67	259,100	1,830	1,592
68	260,800	1,842	1,602
69	262,400	1,854	1,612
70	263,800	1,864	1,620
71	265,200	1,873	1,629
72	266,600	1,883	1,638
73	268,000	1,893	1,646
74	269,200	1,902	1,654
75	270,300	1,909	1,660
76	271,500	1,918	1,668
77	272,600	1,926	1,674
78	273,600	1,933	1,681
79	274,500	1,939	1,686
80	275,400	1,945	1,692
81	276,300	1,952	1,697
82	277,100	1,958	1,702
83	277,800	1,962	1,706
84	278,500	1,967	1,711
85	279,200	1,972	1,715
86	279,700	1,976	1,718
87	280,100	1,979	1,721
88	280,500	1,982	1,723
89	280,900	1,984	1,725

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (職員の勤務延長に関する経過措置)

2 この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第26項から第31項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

### (暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員（さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第39号）附則第2項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）であって常時勤務を要するもの（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与規程第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるさいたま市企業職員の給与に関する規程第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第7条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）第4条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員であって地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短

時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第7条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）第4条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、給料月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第8条第2項、第12条第1項、第14条第2項、第19条第2項第2号及び第3号、同条第9項第1号並びに第22条第9項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員と見なして、改正後の給与規程第19条第5項及び第22条第11項の規定を適用する。
- 8 改正後の給与規程第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第5項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第39号）附則第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第7条第8項から第10項まで及び改正後の給与規程第7条第3項から第7項まで（第5項を除く。）の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第12条の2第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する官署に通勤することが同条第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とす

るものとなった暫定再任用職員は、さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）第8条の2第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第6項又は第11項の規定による採用（令和4年改正条例による改正前のさいたま市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した日（同条例第4条第1項若しくは第2項又は改正法附則第3条第5項若しくは令和4年改正条例附則第3項の規定により勤務した後退職した日及び改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項若しくは第11項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第7項又は第12項の規定による採用（令和4年改正条例による改正後のさいたま市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した日（同条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第13条又は令和4年改正条例附則第7項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

（その他）

1 1 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の正規の試験の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄のその他の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）別表第1に規定する行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職職員」という。）又は国若しくは他の地方公共団体に勤務する者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験の結果に基づいて行政職職員となり、引き続いて行政職職員として勤務した後、引き続いて職員となった者その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるこれらに準ずる者</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給</u></p> <p>ア [略]</p>	<p style="text-align: center;">(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の正規の試験の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄のその他の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）別表第1に規定する行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職職員」という。）又は国若しくは他の地方公共団体に勤務する者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験の結果に基づいて行政職職員となり、引き続いて行政職職員として勤務した後、引き続いて職員となった者その他管理者の定めるこれらに準ずる者</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員</p> <p>ア [略]</p>



イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は第21条の2第1項の規定により得られる号給

(2) [略]

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超え10年までの経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年を超え10年までの年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数(以下「有効経験年数」という。))を除く。)の月数にあつては、15月。その者の経験年数のうち10年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が10年を超える職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、有効経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数に4(新たに職員となった者が給与規程第19条第4項に規定する特定管理職員(以下「特定職員」という。)であるときは、3)を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) [略]

(2) 第5条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条の規定の適用を受ける者等で管理者の定める者にあつては、管理者の定めるところにより得られる経験年数)

(3)・(4) [略]

2 [略]

(昇格の場合の号給)

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は第21条第1項の規定により得られる号給

(2) [略]

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超え10年までの経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年を超え10年までの年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数(以下「有効経験年数」という。))を除く。)の月数にあつては、15月。その者の経験年数のうち10年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が10年を超える職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、有効経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数に4(新たに職員となった者が給与規程第19条第4項に規定する特定管理職員(以下「特定職員」という。)であるときは、3)を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) [略]

(2) 第5条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条の規定の適用を受ける者等で水道事業管理者の定める者にあつては、水道事業管理者の定めるところにより得られる経験年数)

(3)・(4) [略]

2 [略]

(昇格の場合の号給)

第20条 [略]

2・3 [略]

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第21条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

(降格の場合の号給)

第21条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2・3 [略]

別表第6 (第20条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]							

第20条 [略]

2・3 [略]

4 降格した職員を当該降格後の最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第21条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) とする。

2・3 [略]

別表第6 (第20条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	[略]						

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第21条の2関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	49	17	17	21	13	17	17
2	50	18	18	22	14	18	18
3	51	19	19	23	15	19	19
4	52	20	20	24	16	20	20
5	53	21	21	25	17	21	21
6	54	22	22	26	18	22	22
7	55	23	23	27	19	23	23
8	56	24	24	28	20	24	24
9	57	25	25	29	21	25	25
10	58	26	26	30	22	26	26
11	59	27	27	31	23	27	27
12	60	28	28	32	24	28	28
13	61	29	29	33	25	29	30
14	62	30	30	34	26	30	32
15	63	31	31	35	27	31	34
16	64	32	32	36	28	32	36
17	65	33	33	37	29	34	37
18	66	34	34	38	30	36	37
19	67	35	35	39	31	38	37
20	68	36	36	40	32	40	37
21	69	37	37	41	34	43	37
22	70	38	38	42	36	46	37
23	71	39	39	43	38	49	37
24	72	40	40	44	40	52	37
25	73	41	41	46	42	54	37
26	74	42	42	48	44	56	
27	75	43	43	50	46	57	
28	76	44	44	52	48	57	
29	77	45	45	55	51	57	
30	78	46	46	58	54	57	
31	79	47	47	61	57	57	
32	80	48	48	64	60	57	

3 3	8 1	5 0	4 9	6 8	6 4	5 7	
3 4	8 2	5 2	5 0	7 2	6 8	5 7	
3 5	8 3	5 4	5 1	7 6	7 2	5 7	
3 6	8 4	5 6	5 2	8 0	7 6	5 7	
3 7	8 6	5 7	5 3	8 3	7 7	5 7	
3 8	8 8	5 8	5 4	8 6	7 7		
3 9	8 9	5 9	5 5	8 9	7 7		
4 0	8 9	6 0	5 6	8 9	7 7		
4 1	8 9	6 2	5 7	8 9	7 7		
4 2	8 9	6 4	5 8	8 9	7 7		
4 3	8 9	6 6	5 9	8 9	7 7		
4 4	8 9	6 8	6 0	8 9	7 7		
4 5	8 9	7 0	6 1	8 9	7 7		
4 6	8 9	7 2	6 2	8 9	7 7		
4 7	8 9	7 4	6 3	8 9	7 7		
4 8	8 9	7 6	6 4	8 9	7 7		
4 9	8 9	7 9	6 6	8 9	7 7		
5 0	8 9	8 2	6 8	8 9	7 7		
5 1	8 9	8 5	7 0	8 9	7 7		
5 2	8 9	8 8	7 2	8 9	7 7		
5 3	8 9	9 1	7 4	8 9	7 7		
5 4	8 9	9 4	7 6	8 9	7 7		
5 5	8 9	9 7	7 8	8 9	7 7		
5 6	8 9	1 0 0	8 0	8 9	7 7		
5 7	8 9	1 0 1	8 1	8 9	7 7		
5 8	8 9	1 0 1	8 2	8 9			
5 9	8 9	1 0 1	8 3	8 9			
6 0	8 9	1 0 1	8 4	8 9			
6 1	8 9	1 0 1	8 6	8 9			
6 2	8 9	1 0 1	8 8	8 9			
6 3	8 9	1 0 1	9 0	8 9			
6 4	8 9	1 0 1	9 2	8 9			
6 5	8 9	1 0 1	9 4	8 9			
6 6	8 9	1 0 1	9 6	8 9			
6 7	8 9	1 0 1	9 8	8 9			
6 8	8 9	1 0 1	1 0 0	8 9			
6 9	8 9	1 0 1	1 0 1	8 9			
7 0	8 9	1 0 1	1 0 1	8 9			
7 1	8 9	1 0 1	1 0 1	8 9			
7 2	8 9	1 0 1	1 0 1	8 9			
7 3	8 9	1 0 1	1 0 1	8 9			

74	89	101	101	89			
75	89	101	101	89			
76	89	101	101	89			
77	89	101	101	89			
78	89	101	101				
79	89	101	101				
80	89	101	101				
81	89	101	101				
82	89	101	101				
83	89	101	101				
84	89	101	101				
85	89	101	101				
86	89	101	101				
87	89	101	101				
88	89	101	101				
89	89	101	101				
90	89	101					
91	89	101					
92	89	101					
93	89	101					
94	89	101					
95	89	101					
96	89	101					
97	89	101					
98	89	101					
99	89	101					
100	89	101					
101	89	101					

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## さいたま市水道局企業管理規程第11号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程附則第27項から第30項までの規定による給料に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号。以下「給与規程」という。）附則第27項から第30項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等された職員であって、給与規程附則第27項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与規程附則第26項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第29号。以下「初任給等基準規程」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 上限額 給与規程第7条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に給与規程第7条の2

に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

(7) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与規程附則第27項の別に定める職員）

第3条 給与規程附則第27項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日から特定日までの間に降格をした職員

イ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ウ 異動日以後に水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与規程附則第29項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与規程附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第2号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第2号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」

という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与規程附則第29項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第3号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員 管理者の定める額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け



る給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号に該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与規程附則第29項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与規程附則第29項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与規程附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与規程附則第29項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料

表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与規程附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第2号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第2号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与規程附則第29項の規定による給料として支給する。

(1) 假定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第3号に掲げる職員を除く。）

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（假定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(2) 假定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（假定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50

円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員 管理者の定める額

(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号に該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与規程附則第29項の規定による給料として支給する。

(特例任用期間降格職員に対する給与規程附則第30項の規定による給料の支給)

第7条 特例任用期間降格職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与規程附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格相当日給料月額」という。）が、特例任用期間降格職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第7条基礎給料月額と降格相当日給料月額との差額に相当する額を、給与規程附則第30項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と降格相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特例任用期間降格職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与規程附則第26項の規定の適用を受ける職員であつ

て、次に掲げる職員には、管理者の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、管理者の定める額を、給与規程附則第30項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給等基準規程第2条第2号に規定する昇格をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与規程附則第30項の規定による給料の支給）

第8条 初任給等基準規程第16条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用され、又は異動した職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与規程附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与規程附則第26項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等

職員となった場合にあっては特定日)以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与規程附則第30項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする規程の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与規程附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与規程附則第30項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等基準規程第16条第1項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 人事交流等職員となった日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

(この規程により難い場合の措置)

第9条 給与規程附則第27項、第29項又は第30項の規定による給料の支給について、この規程の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、給与規程附則第27項、第29項又は第30項の規定による給料の支給に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。